

第 33 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第33回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信
会議日時 令和5年6月28日 午後2時00分開会
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第1号

日程第1		会期の決定
日程第2		書記及び議事録署名委員の指名
日程第3	報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について
日程第4	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号	農地法の適用外であることの証明願について
日程第7	議案第4号	令和4年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 9名）

議長	藤原 重信君	1番	細谷 知成君
2番	今野八重子君	4番	金野たか子君
5番	古内 嘉博君	6番	中村 亨 君
7番	鈴木 力男君	8番	及川 建則君
9番	熊谷 玲子君		

（農地利用最適化推進委員 9名）

[大船渡地区]	末崎地域	村上 優司君	末崎地域	尾形キヨシ君
	赤崎地域	浅野 幸喜君	猪川地域	鈴木 一志君
	立根地域	金 典夫君	日頃市地域	佐藤美智子君
[三陸町地区]	越喜来地域	鈴木 学 君	綾里地域	畑中 圭吾君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0名）

欠席者（1名） 大船渡地区大船渡地域 佐藤 幾子推進委員

早退者（0名）

事務局出席者

局長	小松 哲 君	局長補佐	佐々木浩久君
係長	志田 和則君		

午後 2 時 00 分開会

○議長(藤原重信君) 本日は、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第 33 回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

それでは開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。大船渡市農業委員会の農業委員、それから推進委員の改選になるわけでございまして、4月20日に募集をかけましたが、締切りの6月19日までに定数に達しないために、2週間延長して再募集をしているところではありますが、この間、退任される方の中には地域のこと、農業委員会全体のことを考えて、新たな候補者を発掘してくださった方もおられます。また、引き続き次の任期を努めようと思っておられる方の中にも、地域で話し合いを重ねて、積極的に働きかけをくださって、今日現在、その状況は何とか20名に達したようであります。あとは評価委員会に判断を委ねるわけではありますが、地域のことを考えながら、定数確保に御苦労された各位に改めて感謝、御礼を申し上げたいと思います。

それから5月30日には、全国1,697ある農業委員会の会長大会が4年ぶりに開催されまして、私も初めて出席してまいりました。当日の午前中は岩手県の国会議員との懇談、そして午後は会場を移しまして、1,800名が出席をして、「地域計画」の策定により持続可能な農業・農村を創るためにをテーマに、全国大会が開催されました。皆様には別紙で報告書をお配りしておりますので、ご覧いただければありがたいと思っております。国会議員の方々が約90名出席をされておりました。

どうか、本日も慎重審議をお願いを申し上げ、報告をして挨拶に代えたいと思います。よろしく、お願いを申し上げます。

○議長(藤原重信君) 本日出席の農業委員は9名、推進委員は9名であります。欠席の連絡があった推進委員は、大船渡地区大船渡地域、佐藤幾子推進委員の1名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、小松事務局長から報告をお願いします。

○事務局長(小松哲君) それでは、お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。初めに、先月開催の第32回総会以降の経過報告です。5月30日、一般社団法人岩手県農業会議岩手県選出国会議員への政策要請に藤原会長が参加しております。同日、令和5年度全国農業委員会会長大会に藤原会長が参加しています。6月20日、農地パトロールについて市広報で周知をしています。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。6月30日、一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会は欠席とし、副市長退任式に藤原会長が出席予定と変更しております。7月19日、農地の日研修会を開催予定です。次回の第34回総会は7月28日に開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。私からは以上です。

○議長(藤原重信君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の

会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(藤原重信君) 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、4番、金野たか子農業委員、5番、古内嘉博農業委員を指名します。

○議長(藤原重信君) 次に日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書の2ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記地目、現況地目ともに田、面積は2,161 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は6月1日であります。以上です。

○議長(藤原重信君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 次に日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書3ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は1ページをあわせてご覧ください。登記地目は畑、現況地目は雑種地、農振農用地域内に該当し、面積は709 m²。権利区分は売買。売買の目的ですが、譲受人が経営規模を拡大し、タマネギ、ジャガイモなどを栽培するためとしており、就農予定人員は譲受人ご夫婦の2名、世帯ではリースでトラクターを使用するというございます。

次に番号2、地図は2ページをあわせてご覧ください。登記地目は畑、現況地目は畑及び宅地、農振農用地域内にあり、面積は1,003 m²。権利区分は売買。売買の理由としては、県外に住む土地所有者が今後大船渡に住む見込みがないということで、市内に残る土地な

どを処分したいと考え、市内で経営規模拡大を希望する譲受人に売買するものです。

番号2番の説明でございますけれども、譲受人の世帯ですけれども、譲受け後はダイコン、ジャガイモ、ハクサイなどを育てる計画としております。なお、この土地に関しましては、昭和48年、かなり前ですけれども、昭和48年に5条申請があり、譲渡人の母親が住む居宅用地として転用することを許可しておりましたが、居宅部分は面積的に小さく、母親が住まなくなってからは知人に貸しておまして、その間、残る大部分は畑として利用しておりました。このことについて岩手県に問い合わせたところ、農地法の原則は現況主義なため、一度5条許可をした土地であっても、現状が畑ということであれば、他の農地と同じく畑として取り扱うことが適当であるとされたため、改めて農地の転用として今回の申請となったものであります。申請人は耕うん機を使用し、家族6人のうち4人が就農するという計画になっております。なお、現在ある居宅は農作業の休憩所や農機具の保管場所として利用することを検討する旨、伺っております。説明は以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について、三陸町地区綾里地域、畑中圭吾推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員(畑中圭吾君) 推進委員の畑中です。議案第1号の1番について報告いたします。やや傾斜な休耕畑であります。6月25日、譲渡人、また譲受人の双方から、電話で今回の経緯について聞き取りをいたしました。譲渡人の話では、20数年前、この地を襲った爆弾低気圧で農作物の被害に見舞われ、その後、耕作は行っていないとのことであります。しかし、最近この近くに住宅を建築した同級生より、農業を目的に引き取りをしたいという話があり、特に今後活用予定もないので譲渡することに至ったとのことであります。また譲受人は、まずは雑草等を刈払いし、長年休耕状態だったので手を加えなければ農地として使えないので、時間をかけて楽しみながらやっていきたいとのことであります。以上、報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第1号2番について、8番、及川建則農業委員から説明をお願いします。

○8番(及川建則君) 8番、及川です。議案第1号の2番について報告いたします。26日、

午前 11 時頃、現地を確認して譲受人と面会しました。本人が留守のため、母親に話を聞きました。譲渡人からは、遠くにいるため管理できないため譲渡する人を探していたということで、都合もいいなということで譲渡に至ったと話しておりました。しばらくの間は、農地として利用するそうです。以上です、ご審議をお願いします。

○議長(藤原重信君) それでは議案第 1 号 2 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第 1 号 2 番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第 1 号 2 番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第 5、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書 4 ページをお開きください。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号 1、地図は 3 ページをあわせてご覧ください。登記地目、現況地目ともに畑、農業振興地域内かつ農用地区域外にあり、面積は 1,270 m²。転用の目的は住宅の建設と、庭、駐車場及び建築関係の資材置場として利用するためとしております。当該農地は第 2 種農地に該当し、申請人は自身の所有地を活用することを前提として計画しており、当該土地以外での実施は困難ということになります。また、当該地の北側に道路がありますけれども、用悪水路があり生活雑排水などは、そちらに排水すると見込まれるため、近隣の農地への影響はないと判断したところであります。以上です、よろしくをお願いします。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第 2 号 1 番について、9 番、熊谷玲子農業委員から説明をお願いします。

○9 番(熊谷玲子君) 9 番、熊谷です。議案第 2 号 1 番についての調査報告をいたします。21 日、午後 5 時過ぎに現地を確認に行ったところ、申請人と息子さんがいたので、そこで聞き取りを行いました。地図は 3 ページにありますので、お目通しください。転用の目的は、今住んでいる家は狭く、長男家族と同居するために今日の申請に至ったということです。申請地の北側は休耕畑、西側は道路で、離れたところに耕作地があります。南西方向にはラベンダー畑があります。南側は道路、その先はラベンダー畑の休憩場所となっております。東側は自宅の畑で、建物による耕作地への影響はないものと見てまいりました。生活排水については、右側に側溝があり、それを利用するというものでした。以上で報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第6、議案第3号、農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書5ページをご覧ください。議案第3号、農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は戻っていただいて1ページになります。登記地目は畑、現況地目は宅地及び雑種地、農振農用地域の指定を受けた土地で、面積は計1,200㎡。非農地の事由としては、平成13年に倉庫兼作業場を建築した際、建物の一部が農地部分にはみ出し、庭として利用されることになったということでございます。ちなみに、所有者の住宅地と今回の申請地は地続きではあるんですけども、今回の申請のために分筆した土地ということになります。同じく、平成13年頃に、漁業用の資材置場として利用し、現在に至ったということでございます。届出が遅れた理由といたしましては、長年、宅地及び雑種地として利用してきており、登記地目も農地でないと考えていたためとしており、農地法の趣旨に反したことに對する始末書が提出されております。以上です、よろしくをお願いします

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について、三陸地区綾里地域、畑中圭吾推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員(畑中圭吾君) 議案第3号1番について報告いたします。この案件は、かねて所有者から相談を受けていた場所でもあります。近くで道路の測量があり、その中で建物の一部が農地にかかっていたことが判明したとのことであります。3月8日、事務局と現地確認、また所有者には電話で違反状態である旨を話し、速やかに回答に努めるよう伝えたところでありました。今回は、申請事由にもあるとおり宅地造成をし、また資材置場等に現在利用されていることから、適用外であることの証明願に至ったところであります。以上で報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号1番について、本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第7、議案第4号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案第4号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)を本委員会の会議に付し、議決を求めるものです。

議案書7ページ以降をお開きください。先月には、皆様方、一人一人の農地利用最適化の実施状況、活動日数であるとか活動の内容等につきまして、ご協議いただいたところでございますけれども、今回はそれらをまとめて当市の農業委員会の活動としての実施状況を公にするというふうに定められているため、今回、この形式において、ご審議いただくこととなったものであります。議案書の7ページ目につきましては、先々月、令和5年度の農業委員会の目標設定の際 説明した数字と同一ということになっておりますので、説明は省略させていただきます。

8ページをご覧ください。最適化活動の実施状況というところでございます。目標といたしまして、令和4年度当初の管内の農地面積649haに対して、これまでの集積面積91ha、集積率14%だったものを、今後、令和12年度までに集積率60%に引き上げるため活動するというところで、その活動の初年度であったため、現実的などころで、お一人様ずつ0.1haの集積を目標としていくというふうにしておりました。その結果として、令和4年度末の集積率は14.3%となるという目標を掲げておりました。③、実績のところでございますけれども、新規の集積面積というのは、残念ながら0haということになったところではございますけれども、農地の面積自体が634haと減少したため、これまでの集積面積91haが、率で言いますと14.4%ということで、結果として目標を達成したというような数字になっております。農業委員会の点検結果という欄ですけれども、これもそのまま記載しております。新たな農地集積に向けて農地利用希望者と土地所有者の調整などを行い、使用貸借の成約には至らなかったが、農地全体の面積が減少したことで、目標割合が達成された形となったというふうに記載しております。

それから遊休農地の発生防止、解消についてですけれども、②、目標、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地54ha、これを解消目標11haとしておりました。それで9ページにお進みください。これらの遊休農地に関しまして、関係機関と協議しながら、

令和4年度中に、令和5年3月末までに遊休農地解消に向けた工程表を策定するということを目標としておりました。しかしながら、③の実績でございますけれども、今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積12.2haとなっておりますけれども、17.5haの誤りでございましたので訂正させていただきます、たいへん申し訳ございません。17.5ha、こちらは非農地判断、適用外証明もしくは4条、5条の申請により農地から除外したものの数字等を集計したのになります。目標が11haであったために、目標は達成されたということにはなっておるんですけれども、先ほど申し上げました工程表の策定、こちらが令和4年度中に終了しなかったということがございましたので、実績の黄色区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定につきましては、大船渡市農林課、JA、農地バンク等の関係機関との情報共有、協議等を随時行い、令和5年10月までに遊休農地解消に向けた工程表を策定するというふうに目標を変更しております。④、その他の欄でございますけれども、農地利用状況の調査実施期間につきましては7月から10月、調査結果とりまとめ期間としては8月から11月ということで、第1号遊休農地の面積、今回の調査で把握したのは6ha、そのうち緑区分が3ha、黄色区分が3haという集計を我々のほうでしております。それで下の欄にいきまして、農業委員会の点検結果のところ、事務局のほうでは利用状況調査結果から、農地として再利用することが困難である土地を農地から除外して集計したところ、遊休農地面積が大幅に減少し、今後は集計上、農地から除外した土地について、非農地判断を進める必要があるというふうに記載しております。

(3)、新規参入の促進のところでございます。①、現況及び課題のところにつきましては、令和4年度当初の状況について記載しております。目標につきましても、令和4年度当初の目標をそのまま記載しております。10ページにお進みください。③、実績のところでございますけれども、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得て公表した面積というのは0haでございました。目標に対する達成率は、結果として0%ということになります。新規参入者の参入状況も経営体数0経営体、取得農地面積、耕地面積0haということで、農業委員会の点検結果のところには事務局の案として、新規参入者への貸付等について同意を得た農地はあったが、公表について同意を得た農地は少なく、また公表に至らなかったため、実績なしなんだと。年度中に農地の使用貸借を許可したのは、経営拡大を計画する者のみであり、新規参入者はなかったということで、状況を記載しております。

その下、2番、最適化活動の活動目標ですけれども、(1)は目標の日数等です。これにつきましては前回の総会でお話しいたしましたとおり、当農業委員会の一人当たりの活動日数、月当たり3.81日という結果になっております。この数字を、そのまま入れ込んでおります。活動強化月間といたしまして、8月、10月、11月にそれぞれ農地集積、遊休農地の解消、新規参入の促進という強化月間を設定するという目標で、8月、10月、11月の新規参入の促進のところは12月にずらした形になっておりますけれども、結果として12月18日に開催された、けせん地方就農相談会に参加して、希望者などの相談に対応したという内容を

記載しております。11 ページにまいります。新規参入者への相談の回数は、先ほど申し上げました 12 月 18 日の相談会 1 回ということで、その内容を記載したものでございます。実績の欄でございますけれども、開催時期は令和 4 年 12 月 18 日、けせん地方就農相談会ということで、シーパル大船渡大会議室で開催しております。当農業委員会からは、お二人に参加いただきまして、新規就農希望者に対する農地の確保、作物の選定などについて相談に対応し、補助金制度等について紹介したということであります。

その下、太字になっておりますけれども目標の達成状況の標語。これにつきましては、目標に対して期待を(やや)下回る結果となっております。これは先月の農業委員、推進委員の個々の点検・結果で、10 日という目標日数を設定していた関係で、それに届かなかったということで、目標に対して(やや)下回るという結果が機械的に算出されていたため、それをそのまま、こちらのほうに設定したものでございます。実績から皆様のほうには、新規参入者の対応など必要があった際に、こちらからお願いをして農地の発掘といいますか、発見や土地所有者とのマッチングなどに、ご尽力いただいたところではございますけれども、結果としては、その成果はなかったということがございました。これはやむを得ず、今回の実績の中でふれているというところではございます。最終的には、(やや)下回るという結果ではございましたけれども、我々としては精一杯の活動内容だなどというふうには考えています。説明としては以上です、よろしく申し上げます。

○議長(藤原重信君) それでは議案第 4 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第 4 号について、本委員会において原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第 4 号については本委員会において原案のとおり決定することといたしました。

○議長(藤原重信君) 以上をもちまして、本総会に付議された全ての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第 33 回総会を閉会いたします。

午後 2 時 44 分閉会